

議案第104号の参考資料

一般職給与改定案

1 特定任期付職員以外の職員

(1) 改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和4年4月1日現在）

改定前 405,049円（平均年齢42.7歳 平均経験年数20.7年）

改定後 405,970円

改定額 921円 改定率 0.23%

埼玉県職員給与改定 埼玉県職員平均給与（令和4年4月1日現在）

改定前 378,368円（平均年齢42.0歳 平均経験年数19.6年）

改定後 379,308円

改定額 940円 改定率 0.25%

熊谷市職員給与改定 熊谷市職員平均給与（令和4年4月1日現在）

改定前 368,271円（平均年齢43.0歳 平均経験年数20.5年）

改定後 368,860円

改定額 589円 改定率 0.16%

- 熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
42.7歳での試算	367,542円	405,970円

(2) 熊谷市職員の給与改定内容

ア 給料

現 行	改 定 案
平均給料月額（令和4年4月1日現在） 333,700円	平均給料月額（令和4年4月1日現在） 334,272円 平均572円の引上げ

備考 適用年月日は、令和4年4月1日からとする。

イ 期末・勤勉手当の支給割合

(7) 再任用職員以外の職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	
令和4年度 (改定案)	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月
	勤勉手当	0.95月	1.05月	2.00月	
令和5年度以降 (改定案)	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月	

(4) 再任用職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.25月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	
令和4年度 (改定案)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月
	勤勉手当	0.45月	0.50月	0.95月	
令和5年度以降 (改定案)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月	

備考 適用年月日は、令和4年12月1日からとする。ただし、令和5年度以降の期末・勤勉手当については、令和5年4月1日からとする。

(3) 行政職給料表の1級94号給から101号給までの廃止

行政職給料表の1級のうち、94号給から101号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

※ 現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

2 特定任期付職員

(1) 給料

号給	現行	改定案
1	375,000円	376,000円
2	422,000円	422,000円
3	472,000円	472,000円
4	533,000円	533,000円
5	608,000円	608,000円

備考 適用年月日は、令和5年4月1日からとする。

(2) 期末手当の支給割合

	6月期及び12月期	総支給割合
令和4年度 (現 行)	1. 6 2 5月	3. 2 5月
令和5年度以降 (改定案)	1. 6 5月	3. 3 0月

備考 適用年月日は、令和5年4月1日からとする。